

平成26年度 第1回 まちづくり基本条例推進委員会

日時：平成26年 6月 4日
13時30分～
場所：市役所 3階 議員会議室

1. あいさつ

【報告案件】

2. まちづくりに関する市民アンケート結果について

【審議案件】

3. まちづくり基本条例推進委員会のあり方について

4. その他

審議案件

まちづくり基本条例推進委員会 のあり方について

推進委員会の経過①

- 平成22年6月 まちづくり基本条例推進委員会設置
- 推進委員会会議 (全8回開催)
- 平成23年8月 条例案策定報告
- 平成23年9月 「まちづくり基本条例」可決成立

- | | | | |
|-----------|-----|-------|------------|
| ●平成24年7月 | 第1回 | 推進委員会 | (委員改選) |
| ●平成25年1月 | 第2回 | 推進委員会 | 取り組み |
| ●平成25年3月 | 第3回 | 推進委員会 | あり方・進め方 |
| ●平成25年5月 | 第1回 | 推進委員会 | あり方・進め方 |
| ●平成25年7月 | 第2回 | 推進委員会 | テーマ選定・審議 |
| ●平成25年9月 | 第3回 | 推進委員会 | 審議会等 |
| ●平成25年10月 | 第4回 | 推進委員会 | 11/6 提言書提出 |
| ●平成26年3月 | 第5回 | 推進委員会 | 総合計画 |

推進委員会の経過②

第1回 H24/7/27 委員会

市の取り組み

- ・ 周知活動
- ・ 状況一覧
- ・ パンフレットの更新 など

第2回 1/10 委員会

市長からの諮問がないことに関する指摘

委員会がピックアップする案件の中で、市においてその案件が諮問すべき事項と判断した場合、諮問を行う形式の提案。

第3回 3/19 委員会

推進委員会の役割 行政施策の実施、計画策定における進め方などが、まちづくり基本条例の精神に沿ったものかをチェックする役割。

抽象的な議論を行うためには、個別具体的な議論が必要であり、推進委員会の会議ではそれを行う時間が足りない。⇒ 部会の開催

推進委員会の経過③

【部会の開催】

- | | | |
|-------|------|-------------------|
| 第1回部会 | 4/24 | 諮問のルール |
| 第2回部会 | 5/15 | 市民の声を行政に反映させるシステム |
| 第3回部会 | 5/22 | 人材育成 |
| 第4回部会 | 6/19 | 自治会 |
| 第5回部会 | 7/3 | 審議会 |

※ それぞれのテーマについて、部会を開催し、勉強会を開催。

平成25年度 第1回 5/29 委員会

- ・基本条例第21条第3項の規定に基づき、市に提案を行うことを決定
- ・市に提案するテーマを絞ることで決定

平成25年度 第2回 7/17 委員会

- ・個別のルールを見直すための調査や研究、審議や提案などを行っていくことを確認。
- ・優先順位を決めて審議を行うことを確認 テーマを「審議会」とすることで決定。

推進委員会の経過④

第2回推進委員会で決定したテーマ「審議会」についての部会を開催。

【部会開催】

第6回部会 8/7 審議会①

第7回部会 8/28 審議会②

平成25年度 第3回 9/25 委員会

- ・ 審議会等の実態調査結果の報告
- ・ 現状の課題と提言として盛り込む内容の検討

平成25年度 第4回 10/23 委員会

- ・ 提言書（案）のとりまとめ「まちづくりの推進に関する提言書」

☆提言書提出 11/6

「まちづくりの推進に関する提言書」を市長に提出

行政改革推進委員会での審議

平成25年度 第2回 11/26 行政改革推進委員会

- ・「まちづくりにの推進に関する提言書（審議会等について）」に係る審議会等の改革について諮問。
- ・まちづくりの推進という視点のみならず、行政改革の視点からの審議会等の改革について意見を求めたもの。

平成25年度 第3回 1/14 行政改革推進委員会

- ・提言内容の確認と、市の対応方針案の検討

平成25年度 第4回 2/25 行政改革推進委員会

- ・答申（案）の検討

平成25年度 第5回 3/27 行政改革推進委員会

- ・答申のとりまとめ

☆提言書提出 平成26年4/10

「審議会等の改革について」答申書を市長に提出

答申書の概要（委員の選出について1）

●年齢構成・ガイドライン

【年齢構成について】

将来に向け開かれた審議会等にしていくために、均衡の取れた年齢構成が必要

【ガイドラインについて】

市の要綱などに規定する審議会等の統一的な運用や基準などのルールを分かりやすく周知するためのガイドラインを作成するよう強く求める。

●兼職・再任制限

【兼職制限】

より多くの市民が審議会等に参加するため、1人の者が兼ねることができる審議会等の委員は「3つ以内に制限する」ことが妥当と判断する。

【再任制限】

1人の者を同一審議会等の委員として10年を超える期間継続して任命しないよう求める。

答申書の概要（委員の選出について2）

●市職員の委員としての参加

市民が行政に主体的に参加するという理念に鑑み、現在の数字より少しで低い割合を目指すよう求める。

●有識者枠の拡充・確保

審議会等の役割としては、原則として専門的視点が求められる以上、有識者が一定割合以上存在しないと審議会等の本来的意義を損なうことになる。したがって、市に対し、有識者枠の拡充、確保に努めることを求める。

答申書の概要（公募委員について）

●公募委員の選考方法

「選考審査会」の役割を定め、選考基準の明確化を徹底するよう要望する。
（審議会ごとに選考方法を吟味し、場合によっては面接や小論文などの方法を加えるのが望ましい。）

●公募委員枠の弾力化

公募委員の募集に際しては、各審議会が求める人材について、年齢や居住地などの条件を付して対象者を絞って募集するなどの弾力的運用を図ることについても考慮していただくこと並びに、「学生委員枠」の設置についても検討することを求める。

●公募委員の募集周知

従来の「広報みずほ」だけでなく、ラジオ放送やインターネット（SNS等）など多様なメディアを通じた広報などで、審議会における審議の要点を紹介したり、審議会等委員の公募情報を伝えるなど、市民への周知徹底を図るよう強く求める。

答申書の概要（組織管理について）

●審議会等の開催時期（日程）

可能であれば、土・日・祝日に審議会等を開催することで、多くの市民（有識者、市民、各界充て職関係者）の参加が可能になるため、参加者の側に立った様々な環境設定をする必要性について今後積極的に検討することを求める。

答申書の概要（その他）

●審議会等の委員の若返り

若年層の積極的な市政への参加は将来の瑞穂市の展望を切り開くという視点から、委員の若返りを図る施策を講ずるよう強く要望する。その一例として、特定の審議会等において新たに「学生委員枠」を設け、市内在住・在住の大学生等を審議会等委員に委嘱する方策を検討するよう提言する。

●官学連携特に朝日大学との関係強化

本答申の課題である審議会等への参加（有識者、学生委員等）についても、市は朝日大学に対し積極的にアプローチしていただくことを望む。

答申を受けた市の対応

①審議会等の設置、運営等に関する要綱の制定

(平成26年4月16日瑞穂市告示第65号)

②ガイドラインの策定 (平成26年5月策定)

(新基準に基づく運営方針の周知)

「審議会等の設置、運営等に関するガイドライン」

●平成26年5月1日以降適用

この日以降に委員の改選や、新たに委員選任を行う場合は、新基準に基づき実施（ガイドラインに沿った運用）

市の基準等改正のポイント①

★ 従来からの変更点

1. 委員選任方法

これまで、慣例により関係団体等からの推薦委員を中心に構成されてきた委員構成を、審議会毎の所掌事項やその特性に応じた委員構成になるよう見直します。

2. 委員選任留意事項の主な追加・変更点

- ・ 兼職の制限 **原則3機関まで**
- ・ 再任の制限 **原則10年以内**
- ・ 公募委員割合 **3割以上**（従前は2割以上）
- ・ 関係団体に委員推薦を依頼する場合は、団体の長に限らない
- ・ 市職員を委員として選任しない

市の基準等改正のポイント②

★ 従来からの変更点

3. 公募基準の変更

- ・委員の選考方法に小論文や面接を実施できることを追加
- ・選考審査会は、担当部局内の3人以上の職員で構成することに変更（従前の選考審査会の委員構成は、副市長、企画部長、総務部長）

4. 公募委員選考要領の制定

- ・公募委員の選考を実施にあたり、審議会毎に選考要領を定めることが必要となります。

5. 公募委員選考基準の決定

- ・選考審査会で定めた選考基準等を用い、評価を行い選考します。

市の基準等改正のポイント③

★ 従来からの変更点

6. 会議公開の原則

- ・ 審議会等の会議は原則公開します。（除外規定あり）

7. 廃止や統合の検討

- ・ 既に役割を終えている機関などの廃止や統合を検討します。

8. 連絡調整

- ・ 審議会等の設置や廃止、統合を行う場合は、事前に企画部長及び企画財政課長と協議が必要になります。

毎年、年度終了後（4月末までに）に前年度の審議会等の運営状況を企画財政課長に報告します。

9. 若年層の市政への積極的な参加推進（答申事項）

審議会等の有効な市民参画の方法としてより一層機能させるため、若年層の市政への参画を促す取り組みを推進します。

10. 有識者の確保・拡充（答申事項）

審議会等の審議に際しては、原則として一定の専門的視点が求められることは、基本的な要件であり、有識者が存在しないことや、一定割合以上有識者が確保されていい状況は、審議会等の本来的意義を損なうこととなります。よって、新たに審議会等を設置したり委員構成を見直す場合は、その所掌事項や特性に応じ有識者の確保・拡充に努めます。

取り組みに関するまとめ

推進委員会の取り組み まとめ

① まちづくり基本条例推進委員会の設置意義や、所掌事項、審議会等のあり方などについて、委員会が自ら考え、これらに関する調査、研究、審議を行った。

② 従来の審議会等では、市からの諮問（課題提示）がなされ、それについて審議を行うことが定石であるが、まちづくり基本条例推進委員会では、市から諮問がなされなかったことや、基本条例第21条第3項の規定などにより、審議対象とする課題（個別案件）を、委員会が自ら調査、研究、選定した。

推進委員会の取り組み まとめ

③ 委員会で審議した結果を、意見としてまとめ、「提言書」の形で市長に提出し、提言事項が、当該提言に関する事項を所掌する附属機関である、行政改革推進委員会に諮問がなされ、同委員会の答申を受けて、市の審議会等に関する改革が実施された。

まちづくり（提言）⇒市長⇒行革
（諮問・答申）

市の改革実施

まちづくり基本条例推進委員会の取り組みに関する評価

評価の対象となる取り組み	良かった点・悪かった点など	
	良かった点	悪かった点
<p>① まちづくり基本条例推進委員会の設置意義や、所掌事項、審議会等のあり方などについて、委員会が自ら考え、これらに関する調査、研究、審議を行ったことについて。</p>		
	【その他】	
<p>② 従来の審議会等では、市からの諮問（課題提示）がなされ、それについて審議を行うことが定石であるが、まちづくり基本条例推進委員会では、市から諮問がなされなかったことや、基本条例第21条第3項の規定などにより、審議対象とする課題（個別案件）を、委員会が自ら調査、研究、選定した。</p>		
	【その他】	
<p>③ 委員会で審議した結果を、意見としてまとめ、「提言書」の形で市長に提出し、提言事項が、当該提言に関する事項を所掌する附属機関である、行政改革推進委員会に諮問がなされ、同委員会の答申を受けて、市の審議会等に関する改革が実施された。</p>		
	【その他】	